

秋田洋上風力発電株式会社「(仮称)秋田港洋上風力発電事業環境影響評価準備書」
に対する勧告について

平成30年11月2日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)秋田港洋上風力発電事業環境影響評価準備書」について、秋田洋上風力発電株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、秋田県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 秋田県秋田市 秋田港湾区域内
- ・ 原動力の種類 : 風力(洋上)
- ・ 出力 : 最大54,600kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成27年 8月21日
環境大臣意見受理	平成27年 10月30日
経済産業大臣意見発出	平成27年 11月13日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成28年 3月 1日
意見の概要等受理	平成28年 4月25日
秋田県知事意見受理	平成28年 7月13日
経済産業大臣勧告発出	平成28年 8月 5日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成30年 2月 7日
意見の概要等受理	平成30年 4月 4日
秋田県知事意見受理	平成30年 8月 1日
環境大臣意見受理	平成30年 8月 3日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 11月 2日

問合せ先:電力安全課 高須賀、松橋、須之内
電話:03-3501-1742(直通)

1. 総論

洋上風力発電に係る環境影響については、十分に解明されていない点があり、予測・評価には不確実性が伴う。このため、本事業の実施に当たっては、水中音の発生による海生生物への影響及び基礎を含む風力発電設備等の構造物の存在による付着生物等の環境影響等について、以下の措置を適切に講ずること。

- ① 最新の技術等の活用を積極的に検討した上で、専門家の意見を踏まえ調査期間を設定し、目視観察及び写真・ビデオ撮影等による事後調査を適切に実施すること。また、重大な環境影響が懸念された場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。
- ② 追加的な環境保全措置等の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュール及び方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- ③ 事後調査等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 鳥類に対する影響

本事業の準備書では、本事業の実施による渡り鳥に対する影響について、調査、予測及び評価が必ずしも十分に実施されていない。一方、本事業の対象事業実施区域の周辺では、他事業者による環境影響評価手続並びに平成 25 年度及び平成 26 年度の風力発電等環境アセスメント基礎情報モデル事業において渡り鳥の調査が行われており、その調査結果によると、対象事業実施区域を多数のガン・カモ類及びハクチョウ類が通過していることから、本事業の実施に伴い、渡り鳥に対する移動経路の阻害や風力発電設備への衝突事故等の重大な影響が懸念される。

このため、本事業による渡り鳥に対する重大な影響を回避・低減する観点から、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置を設備稼働前に講ずること。

(2) 建設機械の稼働による騒音等の影響

本事業者は、対象事業実施区域について、住居、学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)から一定の離隔距離が確保されていることや、騒音等の影響を伴うモノパイル打設工事の工事期間が比較的短いことなどを理由に建設機械の稼働に伴う環境影響評価を十分に実施していない。しかし、本事業の建設工事は、24 時間施工が予定されており、現時点における事業者の環境影響評

価においては、建設工事の一つであるモノパイル打設工事により、周辺住居等における騒音の値が、参考として用いた環境基準値を超過すると予測・評価されていることから、建設機械の稼働に伴う騒音による生活環境への影響が懸念される。

このため、評価書においては、建設機械の稼働に対する騒音等の環境影響評価項目を新たに選定し、モノパイル打設工事に使用することを予定している杭打用ハンマー（S-1200）による昼間及び夜間の施工を想定した騒音等に係る予測及び評価を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を講ずることにより、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

（3）動物

コウモリ類が海域を飛翔している可能性があることから、最新の知見や専門家等の助言を踏まえ、必要に応じてバットストライクに係る事後調査を実施し、コウモリ類に対する重大な影響が確認された場合は、適切な環境保全措置を講ずること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。